

石橋忍月研究ノート

『惟任日向守』論（中）

嘉 部 嘉 隆

五

前稿において、忍月の『惟任日向守』が、『繪本太閤記』を原拠として指摘した。しかし『繪本太閤記』だけが『惟任日向守』の原拠とはかぎらず、他にも原拠が考えられて然るべきであることを書き添えておいた。その後、さらに調査の結果、もう一つ『繪本太閤記』よりもっと直接の原拠ではないかと考えられる作品を見出したので、ここに報告する次第である。

明治二十六年四月二十九日付で発行の「文学界」第四号に、戸川残花が「明智光秀」と題した評論を発表している。そしてこれが忍月の『惟任日向守』に、かなり大幅に取り入れられているのではないかと思われているのである。残花の評論そのものが、かなり『繪本太閤記』に依拠しているのではないかと考えられるのであるが、『惟

任日向守』においては、『繪本太閤記』を直接に原拠とした部分と、残花の評論を原拠とした部分とは、必ずしも重複せず、むしろどちらを原拠としているかは、かなりはっきり指摘し得るのである。それとともに、前稿において『繪本』を原拠としていると見做した部分で、残花の評論を通して取り入れている部分もあるため、前稿を若干修正する必要も生じて来た。また、残花の評論中に、すでに「正当防禦」とか「人に権なく」とかいうようなことばが使用されているので、前稿において筆者が「ことばそのものは新しいと言えても、発想そのものが新しいとは言えない」と書いた見解をも修正せざるを得なくなった。ことばそのものまでが、先人の借用に過ぎなかったのである。

それでは、とりあえず『惟任日向守』のどの部分が、どのように残花の評論を利用しているのか、次に具体的に比較してみたい。

六

残花の評論は、量という点から見ればあまり大部なものではなく、四百字詰の原稿用紙にして三十枚程度のものであり、「文学界」において、ちょうど八ページにわたっている。そして、行が改まるまでを一段落と数えれば、十六段落より構成されているが、中にはわずか四行で一段落をなしている場合もある。最後の二段落は、前の十四段落と「*」印で分けられている。この十六段落に

①～⑥の分類符号を付し、内容を左に要約してみる。

① 明智光秀の首級の鼻木上の光景。

② 逆賊などの定義の容易でないこと、その例。

③ ④の論旨の展開として、見方によれば明智光秀は逆賊であるということ。

⑤ 君には絶対に対抗すべからずという、支那流の道徳を道徳とする封建の世に明智光秀は生存したということ。

⑥ 明智光秀は当時の知識人であるがゆえに、その叛逆は当時の無識な武人の叛逆とは異なる。

⑦ 明智光秀は、その出自においても才能においても、他にぬきん出ていたが、しかも賊臣とよばれるようになった事情はやむを得なかった。

⑧ 光秀が謀反をおこした時点は、周囲の事情から考えれば、成功の見込みはなく、光秀の哀情は同情に堪えない。

⑨ 光秀が他の武將達と出身地を異にし、教養を異にするところ

から来る孤独感と、信長に対する強諫の例、およびその危険なこと。

⑩ ⑪後半のような危険をおかすのは、光秀の性格によるということ。

⑪ 光秀の一門一族の最後のいきぎよかったことと、それが光秀の人徳によるものであるということ。

⑫ 光秀が逆賊といわれるのは、支那伝統の道徳論によるのであり、明治の世なら、正当防禦といっても過言でない。

⑬ 信長の勢威は破竹のごとく、その上信長独特の性格が部下に不安を抱かせたので、光秀一人が叛心を抱いたとはかぎらない。

⑭ 光秀が信長に虐待された例。

⑮ 光秀のとるべき道は僧になるか謀反をおこすかの二つしかなく、光秀としては謀反をおこすしかなかった。

⑯ 亀山城中において短歌を詠む光秀。および謀反をおこしてからの光秀。

⑰ 光秀の謀反の意味とその辞世。

以上であるが、右の要約を前稿の『惟任日向守』の要約その他と比較してもらえばわかるように、発想が極めて似ているのである。

要約だけではわからないが、文章そのものを比較してみると発想のみならず、用語なども全く同じものが、多数見られるのである。発表されたのは、残花の評論の方が先であることから、忍月が残花の評論を利用したと考える方が、残花が忍月の小説を利用したと考

るより自然であると言えよう。

残花の評論は、明智光秀の再評価を試みたかなり意欲的なものである。前稿で『惟任日向守』に対して指摘したのと共通の欠点はあるのであるが（これは、『惟任日向守』が、残花のこの評論を原拠としていることから、あるいは共通の原拠を持っていることから当然なのだが）、とにかく逆賊としか見られていなかった明智光秀を、明治時代の観点から新しく見直そうとした点では、新しい見解が打ち出されていると見ていい。評論とはいへ、かなり詠嘆調の強い、対象に対する論者の感情のあらわに出たものである。その上、史料に対する論者の態度にも問題はあがるが、とにかく歴史上否定的に見られて来た明智光秀を新しくとらえ直そうとした点にこの評論の意義があると思えるのである。そしてこういう見方はまた、先学の『惟任日向守』に対する再評価の論拠ともなっているのである。とすれば、『惟任日向守』が、どの程度、残花の評論「明智光

明智光秀

① 麿尾を手にして迷雲を払へば、月白く風清し。色相の雲作れば、月黒く風悲し。（中略）凄然じと雖も観じ来れば本来五蘊のみ四大のみ、鉄如意一喝之れを砕かば一個の骷髏體。（中略）これぞ明智光秀の首級を梟せし日の岡峠の光景ならぬ。

② （前略）人若し其跡にのみ拘泥して其衷情の苦悶を汲まざらんには、実に其人こそ熱血なき没情漢とこそ云ふ可けれ。

秀」を利用していかによつて、『惟任日向守』の再評価については、さらに考え直す必要も出て来るであらう。そこで、「明智光秀」の本文と『惟任日向守』の本文とを、少々煩雑さをいとわず対比して、具体的にどのように忍月が残花の評論を利用していか調べてみた。

次の引用文中、傍線を施した部分は、「明智光秀」と『惟任日向守』が全く一致した表現である場合（ただし一方が漢字で、他方がかなの表記になっているような場合、あるいは同音同意の異なった漢字を用いている場合は同一表現と見做した）を示し、「○」印を付したものは、表現は異なるが、ほぼ同じ意味を相互の対応する部分を持っている場合、「×」印を付したものは、対応する部分にその表現が省略されていることを示す。表現が同一でありながら前後の入れちがっているものは、傍線を施すだけにとどめ、前後の入れちがいは示さなかった。

惟任日向守

① 麿尾を手にして迷雲を払ふも、猶ほ月黒く風悲し小栗栖夕闇みの光景。鉄如意一喝之を砕かば一個の骷髏體と観するも、猶ほ心傷み腸断つ日の岡峠梟首の光景。

② 世の人若し其外形に表はれたる蹟にのみ泥みて其衷情を汲まざらんには、実に其人こそ冷淡乾枯の亡情漢とこそいふべけれ。

㉑

明智光秀は（中略）渠は王師に抗せし者に非ず、又万乗の位を覬覦せし者にもあらず、境遇は渠を驅りて端なくも不忠の臣と爲し逆賊の汚名を蒙むらしむるに至れり。（中略）織田信長が渠を遇せしは如何なる道を以て爲せしぞ、天外浮浪の孤客をば登用して越前近江の役に戦はしめ、畿内を征する時は方面を委ねて驥足を伸ばさしめ、賞として与ふるに丹波近江五十万石の大封を以てせり、君恩薄きに非ず、加ふるに七兵衛信澄を女婿としたり、この信澄は実には信長が異母弟の子なりき、渠もし浮浪の昔を思ひ出でんには肅然として容を斂め半夜孤燈の下に坐して、君恩の優渥なるに袖を絞らしことある可し。（中略）況んや予讓の跡を学びて其意を異にし、燼余の白綾の衣を捧持し、上様と仰ふぎ我が君を敬まひたる其君の鮮血の焦げて黒みたるをば、冷然なる笑の中にながめ刃を以て之れを貫ぬくをや。

㉒

君には絶対抗す可からず、臣は君の為に全身を献ぐ可し、君もし臣を以て釜中に置かば魚となりて煮らる可し、君もし臣を取りて煎中に投ぜば豆莢となりて烟となる可し、敢て不平の声を鳴らす可からず。臣は之れ君の器具、用なくんば匣中に潜みて光芒を露はす可からず、用なくんば塵芥に埋れて終る可し。昨日は上葵東門を黄犬を牽きて出で今日は九族を夷せられて腰斬の刑を甘んず、君もし九錫を加へ潜して帝とならば、臣は其間に是非曲直を論ぜず、其君に仕へて忠臣と爲り、良臣と爲れ。

㉓

往昔広嗣の心こそ哀れなれ。（中略）其本心は敢て王師に抗せんとする者にも非ず。又万乗の位を覬覦せし者にも非ず。境遇は広嗣を驅りて端なくも不忠の臣と爲し、逆賊の汚名を蒙らしむるに至れり。

㉔

思ひ回せば我幼少にして父を失ひ（中略）遂に天外浮浪の一孤客となり終りぬ。然るに我公は（中略）我を登用して越前近江の役に戦はしめ、畿内の役には一方面を委ねて驥足を伸ばさしめ、賞として丹波近江五十万石の大封を与へ玉ふ。而のみならず公の異母弟の子七兵衛信澄を以て女婿となし玉ふ。（中略）無端茲に浮浪の昔を思ひ出たる光秀、肅然として容を改め、夜半野宮内の篝火の暗き処に鏝の袖を絞るぞ殊勝なる。

㉕

惟任日向守光秀が（中略）織田信長を生害せしめ、其鮮血に染みたる燼余の白綾衣を、冷然なる笑の中に眺め乍ら、刃を以て之を貫くの時なりき。

㉖

ア、君には如何なる時にても抗すべからざるか、君もし臣を釜中に置かば魚となりて煮られざるべからざるか。君もし臣を煎中に投ぜば豆莢となりて烟とならざるべからざるか。臣は君に對して器具となり、犬猫となり、用なくんば匣中に潜みて光芒を露はさず、塵芥に埋れて終らざるべからざるか。

㉗

小人原の口端に掛る黄犬を牽きて上葵東門を出し昨日を恨み玉はぬやう——

㉘

若し此光秀に罪あらば九族を夷せらるゝも、腰斬の処刑に逢ふ

殷もし無道なる時周に仕へ、漢もし無道なる時晋に仕ふるは臣の道にあらず、一旦君臣の約と為りたらんには、君主の正邪は臣民の間ふ所に非ず。之れを大義名分の標準と定む、支那流の道徳も亦た酷なる哉。(後略)

④ 渠もし叛逆の余党に組しても、一時の僥倖を博せんと欲する心あらば、畿内には三好の三党あり、大和には松永彈正あり、又た浅井朝倉あり少しく君主の意を迎ふるに力を用ふる時は、義景長政の儕輩は掌上に弄する何んの難きことやはある。(中略)然れども光秀は少しく仏門の法味を嘗め又た仁義の一端をも識りし者なり。(中略)故に五千貫の禄を朝倉に還し、將軍茂昭を懲瀆して織田信長の麾下に來れり、渠は柴田丹羽佐久間の諸士の如くに、殆んど無意識に信長の指揮に従ひ、殆んど無意識に中原の鹿を逐ひ、恰も獐狗が馬上の主人の叱咤に従ふが如き者に非ず(後略)

も露恨まず。(中略)「臣は君に全身を獻ぐべし。一旦君臣の約をなせば君主の正邪は臣下の間ふ所にあらず、君若し九錫を加へて潜して帝とならば、臣は其間に是非曲直を論せず、其君に代へて忠臣となれ、良臣となれ。殷縱令無道なるも周に仕ふる勿れ。漢縱令無道なるも晋に仕ふる勿れ。君もし臣を火中に投ずるも臣は抗すべからず。君もし臣の頭に刀を加ふるも臣は抗すべからず」といふは、是れ今日の道徳。ア、漢土伝來の道徳も亦た酷なるかな。

⑤ 我若し当初より無名衰殘の賊子に組みしても一時の浮栄を僥倖せんとするの野心あらば、當時畿内には三好の三党あり、大和には松永彈正あり、又畿北には浅井朝倉あり。少しく其意を迎ふるに力を用ふる時は、彼儕を掌上に弄ふに何の難きことやはある。

⑥ 又善く仏門の法味を嘗め

⑦ 不幸にして仁義の一端を嘗めたるこそ憾みなれ。

⑧ 然るに之を為すして五千貫の禄を朝倉に還し、將軍茂昭公を懲瀆めて公の麾下に來り、臣礼を執るは是れ貳心なき証にあらずや。

⑨ 去れば柴田、丹羽、瀧川、佐久間等の儕輩の如くに、事の善悪邪正に係はらず、「我」を無し意識を無しして主君に従ふを得ず。織田家の宿將なる者は(中略)主君には無意識に従ひ、殆んど犬猫の如くに使はるゝを得るも、我は無意識に使はるゝ能

⑤

(前略) 渠は偷安估息の策を取る人にあらず、一時の得意に満足する人に非ず。小封を守りて隣と争ふ人に非ず。渠は実に濃羽土岐の庶流にして信長に劣らざる家系を持ちし者なり、(中略) 弓馬棟梁の臣となり足利氏に嗣がんと欲するの壮志ありし者なる可し (中略) 渠は砲術に下げ針を命中するの妙を自得せり、亦た有職の道に暗からず、連歌にも禅学にも兵法にも達したり。(中略) しかも賊臣の汚名を蒙るを甘んず可きか、実に止むを得ざればなり。

⑥

頃は天正十年六月二日の味爽、桔梗の九本旗朝風に飄がへし、衣笠山の麓より光秀は二千余騎を引卒し、大手に向ひし左馬助光俊が三千五百余騎、遊軍として控へたる十郎左衛門光秋が四千余騎と呼応して、敵は本能寺に在りと叫びて突出せし其時は正に是れ織田氏の威權五畿七道に赫々たる時なりき。假令信長信忠の二公は白蠟の漁服予且の悔ありとも、堂々たる幾多の功臣豈に敢て光秀に膝を屈する者ならんや、況んや徳川家康のあるをや、少しく時勢に通ずる者も此の無智無謀にして加ふるに

はず。

⑦

我豈に一時の姑息偷安の策を取り、小封を守りて隣国と蝸牛角上の争ひをなすものならんや。

⑧

我も元は濃州土岐伯耆守頼清公の後胤にして、源家累代の嫡流、家系敢て右府公に劣るに非ず。

⑨

豈に万一を僥倖して弓馬棟梁の臣とならんが爲めに(中略) 風雲に際会せば我亦た足利氏に嗣いで將軍とならんとする慾望はなきにしもあらず。

⑩

砲術は善く下げたる針に的中するの妙あり。又善く仏門の法味を嘗め、善く天下諸侯の賢愚を知り、経史に通じ、兵法に達し、辞礼に嫺ひ、有職の道に暗からず。

⑪

我其無智無謀を知り、又逆臣の汚名を蒙るべきを知り乍ら、且つ事を挙げんとす。実に已むを得ざればなり。

⑫

頃は天正十年六月二日の味爽、桔梗の九本旗を衣笠山の朝風に飄へし、勇卒三千余騎を揚げたる光秀、大手に向ひし左馬助光俊と、遊軍として控へたる十郎左衛門光秋と、相応呼して忽然鞭を東に揚げ、敵は本能寺に在りと叫びたる数刻の後は(後略) 今の時は是れ織田家の威權、五畿七道に赫々たるの時、我假令信長信忠を殺し得るとするも、堂々たる宿將功臣豈に敢て悉く我に膝を屈するものならんや。況んや海道には第一の弓取徳川家康のあるをや。我豈に此の無智無謀にして、加ふるに逆臣の

逆臣の汚名を蒙むる軍を免す可けんや。吾人当日の光秀が衷情を汲み来れば、うたた同情の感に堪へざるものあり。

④ 試み思へ、渠は尾濃の間より身を興せし宿将に非ず、恐らくは柴田丹羽佐々久間羽柴の輩を宴席に陪する時も、渠は独り席隅に沈吟せしならめ、他は殆んど皆な同卿の交りありて開口談笑を肆に為すと雖も、渠は一人出身の地を異にせり。其人品を論ずれば渠は辞礼に嫺ひ、風流韻事を解し、盃酌に堪えず、他の宿将は眼に一丁字なく、都の手ぶりを知らず、其長技は痛飲罵詈して放言を快と為す人々なり、特に秀吉の如きは快濶豪放にして頗る主将信長に彷彿たる所多し、之に反して光秀は深沈寡言の性質なれば酒宴の席に非ずとも、殆んど席に醉客中に混ざる醒客の観ありしなる可し。渠は実に佐久間信盛と云ふ君寵の厚からざる人と叡山の焼討を諫めしことあり、勝ちほこりし時に席を叩ひて恵林寺を焚くことを諫めしことあり、其諍争は茶室に非ず燕居の時に非ず、宿将功臣が綺羅星の如く列坐せし席上なり、其諫言は国家の典章に背くと云ひ、仕置手荒しと云ふ批評的の強諫なりき。強諫は胸裏に利害の織雲なく徳望一世に高き君子と雖も其身を危ふせざることなし、況んや信長に對する光秀に於ける天下之れより危うき事はあらざる可し。石の鉄に觸るゝ火光一閃せざることあらんや。

汚名を蒙るべきを知り乍ら、且つ事を拳んとす。(中略) 希くば光秀が衷情を汲み玉へ。

② 我は尾濃の間より身を興せし宿将にあらず。羽柴柴田丹羽佐々の輩と共に君の宴席に陪する時も、我は独り仲間外れとなりて坐隅に沈吟せり、他は皆同卿の交りなれば口を開きて談笑を肆にするも、我一人は醉客中に混ざる一醒客、常に深沈寡言を守りて他の痛飲罵詈を忍びて聞けり。或る時信長公は此光秀が坐隅に沈吟するを御覽じ玉ひ、汝れ光秀、少しく都の手ぶりを知るを鼻にかけて(後略)

③ 之に従ふ諸将(中略)心に仁義なく表に辞礼もなく、目に一丁字をも見ざる田舎武士(後略)

⑤ 我曾て我公に對し、君寵余り厚からざる佐久間信盛と共に、叡山の焼討を諫めしことあるに、昨日又勝誇り玉へる時に際し、席を叩へて恵林寺の焼討を争ひき。其諍争は両度とも茶室にあらざり、燕居の時に非ず、宿将功臣綺羅星の如く列びし席上なり。其諫言は人情習慣に戻ると云ひ、国家の典章に背くと云ひ、人倫天道を破ると云ひ、仕置手荒しといふ嚴正なる強諫なり、たとひ胸裡に利害の雲なく、徳望一世に高くして能く人言を容るゝ君子と雖も、かゝる強諫に對しては平かならぬに、況して猜疑深き我君に對するに信用薄き我が諫言、恰も石の鉄に觸るゝと同じく、一閃の火光争で起らざることのあるべき、天下身を危くする者寧ろ之に優るものあらんや。

① 辞礼に媚ひて閑雅なる光秀、愛恤を以て人心を收攬する光秀（中略）坐して歴史の堂塔の炎上するを見るに忍びざりき、居ながら幾百の僧侶児童の火炎に叫喚するを聞くに忍びざりき、この忍び難き人の忍ぶに慣れたる人に従ふ、光秀は忍ぶに大ひなる人と云ふべし。

① この光秀の一門一族は山崎坂本の役に皆な殉せり、（中略）この光秀の女は細川忠興の女人となり、或は七首を懐にして猿郎の茶室に入り、或は火炎を踏んで節義を全ふしたり。この光秀を誰れか無情の人と云はんや。（中略）信長は女婿浅井長政の首級を杯に作れり、秀吉は大政所を敵地に質として送れり（後略）

⑩ （前略）其身其一族其一門を挙げて釜中の魚となし、竈下の烟と為す可き教なればなり。（中略）封建政治の世には人に権なく天に父なき時なればなり。光秀をして明治の世に生れしめなば、渠が本能寺の一举は正当防禦と云ふも敢て過言に非ざるべし。

① （前略）此時、信長は渠が特性の猜忌嫉妬の念を驕傲の羽団扇に煽がしめ、曠悲の焰に二六時中身を焦し、戦勝の凱歌と共に

③ 戦国の今の世、人の心を收攬し、民に愛恤の政を敷かんこと肝要なるに（後略）

⑬ 居ながら閑歴ある堂塔の炎上するを見るに忍びざればなり、坐して幾百千の衆徒が火炎に叫喚するを聞くに忍びざればなり。

⑭ 然れども光秀の一門一族は、山崎坂本の役に一人も残らず皆な殉死せり。（中略）細川忠興の夫人となりたる光秀が女は、或は七首を懐にして猿郎の茶室に入り、或は火炎を踏んで節義を完ふしたり。ア、一門一族を斯の如くに養成したる光秀を、誰か復た無情の人といふや。

⑮ 我君は女婿浅井長政の首級を以て杯を作り玉ひし例さへあるものを、（中略）渠は後日其母大政所を敵地に質として送るの忍をなせり。（後略）

⑯ 思へば今の世、人に権なく、天に父なく（中略）空しく釜中の魚となされ、竈下の煙となさるゝこと痛嘆の至りなり。

⑰ 今の世の所謂正当防衛の理を臆気に胸に浮べつつある光秀（後略）

⑱ 此方の大将織田右大臣信長は、其特性なる猜忌嫉妬の念を驕傲の羽団扇に煽がしめ（後略）

功臣宿將の旧罪を扞き、林佐渡守佐久間右衛門大夫の封を褫ぎ、徐々に覇業の整理に着手し、韓信は西に在り、彭越は東に在りて夙く漢王の残忍なるに驚嘆せり、豈に光秀一人のみが疚心を抱くならんや。

光秀は大忍の人なり、百事忍の一字にて守れり、部下数千の勇士が切齒扼腕をも慰諭せり、然れども信長の世に在らん限りは、渠は二タ心なき臣を捨て貞操なる妻を棄て円頂黒衣一鉢を手にして方外の人となるよりは他に其身を全ふする地なかりしなり。信長は虎狼なり群羊の肉を裂き血を啜るに非ざれば飽かず。光秀に二途あり、一ツは僧の道、一ツは叛臣の道なり、渠は妻子一族を捨てんか、僧となるも一族一門を棄てざるを得ず、僧とならざるも一族一門を捨てざるを得ず、万一の機辟を賭して生死を盤上に争はんか、手を拱して世を逐れんか、渠は熱血男子なり世を逐るゝこと能はず、渠は乱世の英雄なり碌々として同輩の指揮に従がひ喪家の狗となること能はず。

① ぶりみふらずみ五月雨のいふせきに、竹藪の小暗き燈を掲げて心しらぬ人はなにともいはいへ身をもしまじ名をも

② 抑右府公は(中略)猜忌嫉妬の念深く、人の非を憎み玉ふこと甚だしく二六時中願患の焰に身を焦し玉ひ、一戦一捷を経るごとに、功臣宿將の旧罪を扞きて之を免し玉ふの御寛大は更に之れ無し。去れば年毎に罪に行はるゝもの数を知らず、曩に林佐渡守佐久間右衛門大夫の封を褫ぎ、又安藤伊賀守荒木摂津守を殺し玉へり。韓信は西に在り、彭越は東に在りて、夙く漢王の残忍なるを驚嘆せるに(後略)

③ 我は善く忍びたり。今の今まで百事忍の一字にて身を守れり。部下数千の勇士が切齒扼腕をも慰め諭せり。去れど信長が此世に在らん限りは我は二心なき郎党を捨て、貞操なる妻を棄て、幸福なる家族を棄て、円頂黒衣一鉢を手にして浮世を外の人となるより、他に此身を全ふするの地なし。信長は虎狼なり、群羊の肉を裂き、血を啜るに非ざれば飽くことを知らず。我光秀が取るべき途に今二ツあり。一ツは僧の道、一ツは謀反の道なり、我は妻子一族郎党を棄てんか、將た一身を捨てんか、僧となるも一族一門を棄てざるべからず。僧とならざるも亦た一族一門を捨てざるを得ず。我も亦た一個の熱血ある男子なり空しく手を拱して世を逐るゝこと能はず。我も亦た一個の乱世の英雄なり、碌々として同輩の指揮に従ひ喪家の狗となること能はず。

④ 龜山城中本丸の木立小暗き方に幽暗をかしく建てたる数寄屋の裡に竹藪の燈火を掲げて

⑩

をしまじ

と詠ずる人は誰ぞ、龜山城中本丸の木立小暗き方に幽味をかし
 く建てたる数寄屋の裏に沈吟する、惟任日向守源光秀なり。山
 崎の一戦、京都の地子銭、將軍職の叙任、筒井の裏切、渠の胸
 間には死出の旅路の一大遊戯のみ。天が下しる五月雨に血を吐
 くは誰ぞ、尾上のあさち夕暮の空と寂莫凄惨たる情懷を百韻に
 洩したる光秀なり。小栗栖の夕闇は我れ其光景を叙するに忍び
 ず。

噫、支那道德の迷雲四海を覆ひ、狹隘なる忠孝論天下を暗くし、
 偽君子偽英雄の品玉となることを嘆ず。光秀は能く忍びたり、
 終に忍びて道德の桎梏を毀ち、本能寺に於て織田信長と称する
 一人の尾張武士を殺せり。其辞世の偈に曰く

順逆無二門、大道徹心源、五十五年夢、覚来帰一元。』

心しらぬ人は何ともいはばいへ

身をも惜しまじ名をも惜しまじ

と打吟ずる者は何人ぞ。(中略)愛石山に詣で、(中略)通夜
 百韻の連歌を催し、情懷を「時は今天が下知る五月かな」「尾
 上の朝路夕ぐれの空」の二句に漏らして帰城したる、惟任日向
 守源光秀にぞある。

③① 目的既に達すれば希望なし、希望なければ既に人生なし、山崎
 の一戦、京都の地子銭、將軍職の叙任、筒井の裏切等は、光秀
 に取りては総て是れ死出の旅路の一大遊戯のみ。

③② 塵尾を手にして迷雲を払ふも、猶ほ月黒く風悲し小栗栖夕闇の
 光景。

⑬

思へば今の世、人に権なく、天に父なく、数多の六尺男子「我」
 を無し意識を無しして、偽君子偽英雄の品玉となり、空しく釜中
 の魚となされ、竈下の煙となさるゝこと痛嘆の至りなり。必意
 是れ漢土道德の迷雲四海を覆ひ、偏小狹隘なる忠孝論我が日の
 本を暗くするに依る。

⑭

漢土道德の迷雲四海を覆ひ、狹隘なる忠孝論天下を暗くし、人
 に権なく臣に意識なき封建の世を歎け正当防衛の爲めに、保存
 旨義の爲めに織田信長と称する尾張生れの一個の田舎武士を殺
 したる時は、即ち光秀が最終の目的を達したる時なりき。

⑮

順逆無二門、大道徹心源、五十五年夢、覚来帰一元、

対比できるのは以上であるが、このほかにも共通した用語だけであれば、まだいくつかを指摘することができる。右に引用した残花の「明智光秀」は、量的にも原著の三分の一程度であるが、実質的には殆ど全部を引用していると言ひ得る。㉔㉕の十六段落のうち、右の引用にないのは、最も短い四行より成る㉖のみである。しかもこの段落でさえ、「狡童」ということばが『惟任日向守』と共通しており、内容的には全く同じことが『惟任日向守』に描かれている。(もつとも、この部分は、「明智光秀」も『惟任日向守』も、ともに共通の原拠、恐らくは『繪本太閤記』に拠っていると思われる)

それでは視点を変えて、『惟任日向守』のどの部分に「明智光秀」が利用されているかを調べてみると、次のごとくになる。

- | | |
|---|-------------|
| ② | L |
| ③ | H I J |
| ④ | D |
| ⑤ | C E F |
| ⑥ | E F |
| ⑬ | D E H I K P |
| ⑭ | L |
| ⑮ | D H |
| ⑯ | K N |
| ⑰ | B C F G |
| ⑱ | O |

これを『惟任日向守』の章にあてはめてみれば、第一・第二・第三・第六・第九・第十一～第十四・補拾に相当するが、無論、上記の各章がすべて「明智光秀」に拠っているというわけではない。むしろ、どの章に於いても部分的に利用しているに過ぎないとさえ言ひ得るのである。

右の十四段落のうち、前稿で筆者が全面的に『繪本』に拠っているのではないかと推定した段は、⑤⑥に過ぎず、しかもこの⑤⑥においても『繪本』を原拠とする部分と「明智光秀」を原拠とする部分とは、一箇所を除いて、全く異なっている。また、『繪本』に一部分が拠っているのではないかと指摘した段は、⑳㉑㉒であるが、㉓㉔は文章が極めて類似している点から見、むしろ「明智光秀」に拠ったと見た方が妥当と思われる。㉕に關しては辞世の絶句だけであるから、どちらに拠ったとも判別し難い。

以上のほか、文章に類似点はないが、内容(単なる人名の列挙や数字等をも含む)から考えて『繪本』を原拠としているのではないかと判断したのが、③④⑤⑥の四段落である。このうち、④は『繪本』に拠る部分と、「明智光秀」に拠る部分とが、はっきり別になっており、③⑤は一部が重複している。⑥は文章が似ていることから、明らかに「明智光秀」に拠っていると判断できる。

前稿において、何らかの原拠があってもいい事実が書かれてお

り、しかも原拠が不明であるとした、②④⑨⑩⑪および⑫の後半のうち、⑫はほぼ全面的に、②④は部分的にはあるが「明智光秀」を原拠としていることが判明した。のみならず、忍月が創出したと推定した⑬⑭⑮および⑯の前半のうち、⑬⑭および⑯の前半も「明智光秀」を原拠としていたのである。また⑰においては「狡童」という「明智光秀」に出て来る用語も見られるので、全く無関係とも言い切れない。

忍月が創出したと考えられる部分さえ、他人の発想や文章の借用では、もはや「惟任日向守」の独自性を云々することは不可能であろう。藤田福夫氏の「明智光秀の人間味とその主、信長の残酷な性格を対照させ、個人の自主性を重んじて庄迫干渉に対する抵抗としての光秀の反逆を正当視し」、「暢達の筆致で意気軒昂たる光秀を描いている。法律家的正当防衛観と人間尊重精神を骨格にしてやゝ観念的な点はあるが」という論や、稲垣達郎氏の「主をなみする逆賊としから見られていない光秀を、新しく照明してみごとである」という見方は、忍月の小説にはなく、戸川残花の評論「明智光秀」に対してこそふさわしいのではなからうか。

このように見てくると、まだ原拠不明の部分も、何らかの原拠があつてよいように思われる。⑨⑩⑪のような原拠不明の段落をはじめとして、『絵本』「明智光秀」を主原拠としている段落の中にも、新しい原拠を探し出せる可能性がある。それとともに、忍月の他の作品もあるいはかなり先行作品に依拠しているのではないかと、いう推察さえも成り立つのである。忍月の評論については、アリス

トテレスやレッシングの移入が『独逸戯曲大意』に拠っていることが、みなもとごろう氏によって論証されている。また、忍月の文学観が『小説神髓』の影響を受けているのは、よく知られた事実である。従つて評論に關しても、まだ忍月の依拠した論が見出されるかもしれない。忍月の評論はもとより、小説もこのような観点から再調査する必要があるように思われる。忍月の著作が、忍月独自のものではなく、先行の著述に大きく依存しているとすれば、忍月に対する評価そのものが、かなり変わつて来るのではないかと思われるのである。

『惟任日向守』に対する評価は、前稿でちよつと触れた。藤田氏によれば、この作に対する批評記事が北国新聞紙上を賑わわしたとのことである。しかし、単行本として刊行されてからは、あまり問題になつていない。もつとも、「文学界」第三十七号（明治二十九年一月三十日発行）に『惟任日向守』の書評が載つている。これによれば、

白雲紅葉亭の一弁護士忍月居士が故人光秀の弁護に出かけられたるなり四号活字にしても枚数足らず比喩談の景物がそはるほどなれば多分冥府の公判も一日にて片づきたることなるべし光秀か述懐に

そも人と生れたる以上は何人にも平等の権あり格あり人の權と人の格を度外に置きて忠孝の道を定む是れ天下を腐敗せしめ人間を牛馬となすもの天下寧ろ斯の如き誤りたる道德あらんや

など記されたるどこまでも法律的なり光秀が居士の云ふ如く礼を知り義を知り忍を知ることさばかり深きものならばたとひ怨恨重積止むを得ず信長を弑すとするも亡情残忍傲慢無礼田舎武士など、罵りはすまじと檢事ならば揚足もとるところなれど傍聴席の我等筆力老練流石は居士なりと通り一遍の挨拶にて済ませおくべし

とあり、『惟任日向守』が戸川残花の評論と同趣旨の作品であり、残花の文章の借用であることには全く気づいていないようである。

「文学界」の同人でさえ、「文学界」所載の論の借用であることに気づいていなかったのであるから、他の人々がそのことに気づかなくても必ずしもおかしくはない。しかし、残花の評論とともに忍月の小説もその後はあまり高く評価もされず、年月を経過し、最近は改めて『惟任日向守』再評価の動きが見られる。しかしながら忍月を再評価するには、単に作品自体を評価し直すだけでは不十分で、かなり慎重に先行著述を調査する必要があるということを認識すべきであろう。

『惟任日向守』において、まだ原拠不明の部分は、できるだけ続稿に間に合うように調査し、続稿において『惟任日向守』を中心に忍月の小説に対する創作態度をも論じたい。

(未完)

注

- 1 本文の引用は「文学界」第四号（明治二十六年四月二十九日発行 女学雜誌社）に拠った。傍点、ルビ等は省略した。
 - 2 本文の引用は『惟任日向守』（明治二十八年十二月十三日発行 春陽堂）初版本に拠った。傍点、ルビ等は省略した。
 - 3 ただし、「○」印、「×」印など、いささか判断に苦しむ場合もあり、かなり恣意的である。
 - 4 引用文の最初の○でかこんだ数字は前稿において、『惟任日向守』を細分して要約した際、筆者が便宜上に付した段落の番号である。
 - 5 雑誌『文学・語学』第24号（昭37・6）「石橋忍月の金沢時代」
 - 6 『日本現代文学全集』第8巻「斎藤緑雨 石橋忍月 高山樗牛 内田魯庵集」（昭42・11 講談社）中の「作品解説」
 - 7 残花の「明智光秀」も『絵本太閤記』に依拠しているように思われることを、本文中にも指摘しておいた。他日、この点について論じる予定である。
 - 8 雑誌『言語と文芸』第63号（昭44・3）「石橋忍月の評論活動と『独逸戯曲大意』」
- なお、『独逸戯曲大意』は、表紙では「独逸」は角書きになり『独逸 戯曲大意』とあり、内題は角書きが省略され、『戯曲大意』となっている。

当時の雑誌の書評については、未調査のものが多いため、まだ出て来るかもしれない。続稿において報告する予定である。

『帝国文学』第二卷第三（明29・3）「雑報」欄では

忍月居士、北陸の空に弁護に従事すと聞きしが、さては、太郎兵衛、次郎作などの依頼のみには満足せで、閻魔の庁にも持ち出さんつもりにや、わざ／＼三百年前の亡者の弁護、さりとて御苦勞千万也。

（略）これや歴史小説の少し毛色の異りたるものにて、まづ代言小説とでもいふべきもの乎、全篇弁護的口吻を帯びたれば也。（中略）儒教の弊などの語も見ゆれど、（中略）我

この点については拙稿「石橋忍月研究（一）」（『大阪樟蔭女子大学論集』第六号 昭43・11）において特に強調しておいた。『小説神髓』の用語・文章・用例などが、かなりもとのまま取り入れられている。

注5に同じ。

この点については、たとえば『惟任日向守』に描かれている内容が、すでに『絵本太閤記』等で読者（とくに東京在住の）に周知のことであつたためとも見られよう。東京においては、『絵本太閤記』あるいは『真書太閤記』は、かなり流布していたと考え、差支えあるまい。また、浄瑠璃『絵本太功記』等の影響も大きいにちがいない。しかしながら、金沢においては東京ほどに『絵本太閤記』等は読まれてもいず、従つて『惟任日向守』が目新しく感じられたとも考えられよう。

国躰より涵養せられたる武士の人情は、誰か光秀と共に天を戴かんや。而して、三百年の後、はじめて偏頗無識の弁護あり。（中略）今の小説家、とんでもなき人物を昇き出して、識者の後に冷汗を流すを顧みず、道念の微なる、一に此に至れるか。（傍点省略）

と、ややからかい気味に否定的な見解を出しており、小説の作法に關しても疑問だとしている。また『早稲田文学』改新第貳号（明29・2）の「新刊」欄には

（略）余り弁護が勝てるゆゑ冷評家はお職掌柄といふべし、著者が同感の涙のかげにて光秀は大層よい児になりたれども可哀や信長は猜忌と癩癩の塊となんぬ、又著者は物珍らしげに光秀と同感するもの古来絶無のやうにいはるれど、著者が写せる光秀と院本『太閤記』の光秀と大したる相違はなし、むしろ著者は公然と弁護し、院本は隱然同感したりと評すべし、又は脚本の「馬だらひ」辺を熟読せよ、古来光秀と同感せる作者、おっしゃる程に乏しからぬを知りたまふべしと理窟くさきだけに、ツヒ此の方も理窟いふものゝ、流石は多年老練の居士の筆、文筆は浪六然と軍談張のところもあり、而して雅俗折衷の塩梅頗る巧みなり（後略）（傍点省略）

とあり、ここでは藍本の名があげられ（もつとも、げんみつには藍本とは言い難いが、近いものであると言えよう）、さらに発想も必ずしも新しくないことが指摘されている。『惟任日向守』に対する批評としてはかなりの的を射ていると言えよう。